

島根県後期高齢者医療広域連合 広 域 計 画

平成19年7月

島根県後期高齢者医療広域連合

目次

はじめに	1
1 広域計画の趣旨	2
2 基本的な方針	2
3 広域計画の項目	2
4 広域連合及び関係市町村が行う事務	2
5 広域計画の期間及び改定	4
6 広域計画の実施	4

はじめに

平成20年4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わります。後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。島根県では、対象者が約12万人の見込みです。

島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、こうした状況をふまえ、新しい後期高齢者医療制度について、広域化によるスケールメリットを活かし、医療給付の平準化と効率的で安定した事業運営に取り組んでいきます。

島根県後期高齢者医療広域連合広域計画は、地方自治法第291条の7の規程により定めるもので、関係市町村と広域連合が事務処理を行なうための指針となるものです。また、同時に関係市町村やその住民に対して広域連合の基本方針等を示すものです。

今後、「後期高齢者医療制度」の推進に向けて、広域連合は、その構成団体である県内の全市町村と一体となり、取り組んでいきます。

1 広域計画の趣旨

島根県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づくもので、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に行うため、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び島根県内の広域連合を組織するすべての市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら実施する事項等について定めるものです。

2 基本的な方針

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律をはじめとする関係法令（以下「法令等」という。）の趣旨に則り、広域化のスケールメリットを活かし、被保険者が将来に亘って、安心して必要かつ適正な医療給付を受けることができる健全で効率的な制度の運営を行います。

3 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関して、次の事務を行います。

（準備期間）

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において必要な準備作業を行います。

（制度施行後）

広域連合は、関係市町村と連携し、被保険者の資格管理、医療給付及び保険料賦課を適正かつ効率的に行うとともに、関係市町村の保険料収

納率向上の推進及び地域の特性を反映させた保健事業の展開など、総括的な役割を担います。

関係市町村は、制度を支える保険料の収納の確保を図るとともに、被保険者にもっとも身近な住民サービスの窓口としての役割を担います。

(1) 広域連合が行う事務

ア. 被保険者の資格管理に関する事務

- ① 被保険者の資格の適用、異動及び負担区分の管理
- ② 65歳以上75歳未満の者の被保険者認定
- ③ 被保険者証等の交付

イ. 医療給付に関する事務

- ① 現物給付に係る給付費の審査、支払等
- ② 償還払いに係る給付費の審査、支払等
- ③ その他条例で定める給付

ウ. 保険料の賦課に関する事務

- ① 保険料率の決定
- ② 保険料の賦課
- ③ 保険料の減免等

エ. 保健事業に関する事務

オ. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

(2) 関係市町村が行う事務

ア. 被保険者の資格管理に関する事務

- ① 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ② 被保険者証等の引渡し
- ③ 被保険者証等の返還の受付

イ. 医療給付に関する事務

- ① 医療給付等に関する申請及び届出の受付
- ② 医療給付等に関する証明書の引渡し

ウ. 保険料の徴収に関する事務

- ① 保険料の徴収
- ② 保険料等の納付

エ. 被保険者の便益の増進に寄与する事務

- ① 保険料等の減免申請等の受付

② 被保険者からの各種相談・照会への対応

5 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。

その後4年間を単位として、見直しを行うものとします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

6 広域計画の実施

広域計画の趣旨及び基本的な方針に則り、当該計画の期間における詳細な実施方法等を別に定め、広域計画を実施します。